

防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自治会・町内会（以下「自治会」という。）が所有し、災害時の避難所として使用する地区公共用施設（以下「自治会館」という。）整備のため、金融機関から借り入れた資金に対する利子を自治会が支払う場合に、市が交付する利子補給金について、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象)

第2条 市は、防府市地区公共用施設補助金交付規則（昭和35年防府市規則第10号）（以下「規則」という。）附則第2項により補助を受ける自治会が、金融機関から自治会館を整備する資金を借り入れた場合に支払う利子に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

2 利子補給の対象となる借入資金は、規則により交付決定された補助金額を限度とする。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、自治会が金融機関に対して支払った利子のうち年利2パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額とする。ただし、遅延利子を除く。

(利子補給の交付対象期間)

第4条 利子補給の交付対象期間は、融資を受けた日から起算して10年とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする自治会は、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に借入申込書の写し、償還予定表の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受けたときは、これを審査し、利子補給金交付の適否を決定し、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、自治会等に通知する。

(利子補給金の支給決定)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた自治会は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に支払った利子について、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金支給申請書(第3号様式)に金融機関が発行した期間中の利子額証明書等を添えて、4月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、利子補給金支給の適否を決定し、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金支給額決定通知書(第4号様式)により、自治会に通知する。

(利子補給金の請求)

第8条 前条の規定により通知を受けた自治会は、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金請求書(第5号様式)を速やかに、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の支給)

第9条 市長は、前条の請求書があった場合において、その請求が適当であると認めたときは、速やかに自治会に対し利子補給金を支給する。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、自治会が次の各号に該当すると認めるときは、当該利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則の規定に違反したとき
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を申請者に通知しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会名

代表者住所

氏名

（電話番号）

下記の地区公共用施設整備資金の借入れについて利子補給を受けたいので、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

整備資金借入金融機関		
整備資金借入申込額		
貸付予定日		
貸付利率		
償還期限		
据置期限		
償還方法		
地区公共用施設	名称	
	所在地	

（添付書類）

- 1 借入申込書の写し
- 2 償還予定表の写し

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市地区公共用施設整備資金利子補給交付申請について、下記のとおり決定しましたので、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付する
- 2 交付しない
理由

第3号様式（第7条関係）

防府市地区公共用施設整備資金利子補給金支給申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

自治会名

代表者住所

氏名

（電話番号 ）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市地区公共用施設整備資金利子補給を受けたいので、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

期間中の利子支払額		円
整備資金借入金融機関		
整備資金借入申込額		円
4月1日現在の融資残高		円
期間末日現在の融資残高	月 日	円
貸付利率	期間当初	%
	変更があった場合	月 日～ %

（添付書類）

- 1 期間中の利子額証明書等
- 2 償還予定表等、期間中の融資額の推移が分かるもの
- 3 貸付利率に変更があった場合、その内容が分かるもの
- 4 その他市長が必要と認めた書類

この申請での連絡先 氏名

電話

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防府市地区公共用施設整備資金利子補給金支給額決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市地区公共用施設整備資金利子補給金支給申請について、下記のとおり決定しましたので、防府市地区公共用施設整備資金利子補給金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付する 決定額 円
- 2 交付しない
理由

第5号様式（第8条関係）

防府市地区公共用施設整備資金利子補給金請求書

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった
防府市地区公共用施設整備資金利子補給金を、防府市地区公共用施設整備資金
利子補給金交付要綱第8条の規定により、請求します。

年 月 日

防府市長 様

自治会名

代表者住所

氏名

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

<< 債権者コード >>					
振込先 金融機関名	銀行・金庫				
	農協・漁協・信用組合				
		支店・支所・出張所			
口座番号・種別					1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います					